

返戻金制度（短期退職の場合の返金額）

就職者が自己都合により短期退職をした場合、以下の通り返金をする。

1 日以上 31 日未満の退職の場合は、受取紹介手数料及び受取消費税の合計額の 70% 相当額、31 日以上 60 日未満の退職の場合は、受取紹介手数料及び受取消費税の合計額の 50% 相当額、60 日以上 90 日未満の退職の場合は、受取紹介手数料及び受取消費税の合計額の 25% 相当額を返金する。90 日を超えた場合、返金額は 0% とする。